

# 和歌山市立和歌山高等学校後援会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、和歌山市立和歌山高等学校後援会(以下「本会」という。)という。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を和歌山市六十谷45番地和歌山市立和歌山高等学校内に置く。

(目的)

第3条 本会は、和歌山市立和歌山高等学校(以下「本校」という。)生徒の資質を磨き社会人としての責任を果たし得る人物を育成するため、家庭と学校ならびに社会と連携協力して積極的に民主教育の実をあげることがを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。

- (1) 本校の教育活動・部活動に関する支援
- (2) ボランティア活動及び社会教育の推進を図る活動に参加する生徒の支援
- (3) 部活動等において、全国大会等に出場する生徒の応援・支援
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な活動

## 第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者・学校職員及び本会の活動に賛同する者で構成する。

## 第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第6条 本会に次の役員を置く。役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

- |         |     |
|---------|-----|
| (1) 会長  | 1名  |
| (2) 副会長 | 若干名 |
| (3) 会計  | 2名  |
| (4) 監査  | 2名  |
| (5) 学校長 | 1名  |

2 前項の役員は、第4条の会員の中から総会において互選する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長を決める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 会計は、本会の会計を掌握する。

4 監事は、本会の会計を監査する。

#### 第4章 総会

(総会の種別等)

第8条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(定足数)

第9条 本会の会議は、それぞれの定数の過半数の出席で成立する。

#### 第5章 会計

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費)

第11条 本会の会費は、寄付金及び補助金をもって充てる。

#### 第6章 雑則

(細則)

第12条 実施要綱、実施要領、関係する諸規程、その他この規約に定めるもののほか、本会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

平成26年8月から施行  
令和3年1月30日改訂  
令和3年2月27日改訂